

あなたもJAの組合員に なりませんか

JA東京みどりの組合員にご加入していただきますと
いろいろな特典があります。

特典

1

事業実績により、
出資金に対しての
配当金が
受け取れます。



特典

2

事業実績により、
定期貯金(一部商品除く)の
お預入金額に対し、
特別配当金が
受け取れます。



特典

3

JA東京健康管理センターの
日帰りドックが、
組合員料金で
ご利用いただけます。
(JA東京みどり指導経済課
にてお申込みできます)



※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに
配当の有無・配当率が総代会で決定されます。

JAはどなた様にもご利用いただくことができます。現在多くの方が「組合員」として、
JAの各事業をご利用いただいております。
ぜひこの機会にご加入いただきますよう、ご案内申し上げます。



加入方法

- お申込みに際しましては、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)のご提示を
お願いいたします。
- 当JAの普通貯金通帳・お届け印をお持ちください。
(配当金振込口座確認のため)

JA東京みどり

※詳しくは、下記店舗窓口または推進担当者におたずねください。

本店 TEL.042-535-1011
国立支店 TEL.042-572-2101
富士見台支店 TEL.042-572-8151

昭島支店 TEL.042-541-0021
幸町支店 TEL.042-535-2211
西砂支店 TEL.042-531-0014

村山支店 TEL.042-561-1611
東大和支店 TEL.042-561-4321
仲原支店 TEL.042-562-2311

組合員加入 の手続き

お申込み方法

1

お近くの
JA東京みどり窓口、
もしくは担当者より
内容を
ご確認ください。

2

申込書に必要事項を
ご記入のうえ、
店舗にお申込み
ください。

3

加入審査後、
1,000円(出資金1口分)を
お預かりいたします。

加入条件

当JA地区内(国立・昭島・立川・武蔵村山・東大和)にお住まいの方
(一定の条件がありますので、詳しくはお近くの支店窓口までお問い合わせください。)

正組合員と准組合員の違いについて

正組合員は農業を営んでいなければなりません、農業を営んでいない方も出資していただくことで准組合員になることができます。准組合員につきましては総代会での議決権はありませんが、当JAの各事業をご利用いただくことができます。

●定款に基づき、お申込みをお断りする場合がございます。



JA東京みどり キャラクター
みどりん

出資金に関する事項の定款の一部抜粋

(組合員の資格)

第11条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② (略)

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの(以下略)

(加入)

第12条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。(以下略)

③ この組合は、前項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもってその旨を加入申込をした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

④ 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。(以下略)

(持分の譲渡)

第14条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。(以下略)

(相続による加入)

第15条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちにこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

② 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(脱退)

第17条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

② 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以降に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。(以下略)